

広島県水道広域連合企業団管理規程第 16 号

広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 26 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程（令和 4 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(職員の職) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 (略)				(職員の職) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 (略)			
職名	職の置かれる組織	職務	備考	職名	職の置かれる組織	職務	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				<u>事業所長</u>	<u>事業所</u>	<u>上司の命を受け、職員を指揮監督し、事業所の事務を掌理する。</u>	
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
4 (略)				4 (略)			

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。